

愛媛県緊急時モニタリング実施要領の改定について

1 改定の背景

今年度、モニタリングカーの老朽化に伴い走行サーベイシステム（4台）を整備したこと、及び来年度から愛媛県が実施する積算線量計による積算線量測定を廃止することから、愛媛県緊急時モニタリング実施要領（資料編を含む）に反映するものである。

2 改定の概要

今回の愛媛県緊急時モニタリング実施要領（資料編を含む）の主要な修正内容は以下のとおりである。

（1）緊急時モニタリング実施要領（詳細は資料 4 - 2、4 - 3 のとおり）

【4 - 1 測定地点及び測定項目】

【4 - 2 測定方法】

【4 - 4 緊急時モニタリングの対応（伊方発電所 3 号機に係るもの）】

【4 - 5 緊急時モニタリングの対応（伊方発電所 1, 2 号機に係るもの）】

- ・「モニタリングカー」を「走行サーベイシステム」に変更

【4 - 2 測定方法】

- ・積算線量の測定機器に「モニタリングステーション及びモニタリングポスト」を追加
- ・「モニタリングカー（ダスト・ヨウ素測定装置）」を削除

（2）緊急時モニタリング実施要領（資料編）（詳細は資料 4 - 4、4 - 5 のとおり）

- ・県実施分の「蛍光ガラス線量計」を削除
- ・「モニタリングカー」を「走行サーベイシステム」に変更
- ・県実施分の蛍光ガラス線量計の測定地点図を削除
- ・地点名の適正化
- ・土壌採取地点の近傍のモニタリングポスト等を追加
- ・報告様式の変更

等